

# 九州イノベーション創出促進協議会規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は「九州イノベーション創出促進協議会 (Kyushu Innovation Creative Collaboration: 略称「K I C C」)」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、九州地域における自律的、連続的なイノベーション創出を図るため、賛同する関係機関が連携する組織とし、研究機関等の活動を開放的・広域的な協働関係へと前進させるきっかけとすることにより、地域の産業界による研究開発から事業化までの効率化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的に向けた取り組みとして次の事業を行う。

- 一 研究機関が保有する試験研究機器等の研究開発資源(以下、「研究開発資源」という。)の相互活用・共同利用に関すること。
- 二 地域企業からの研究開発資源の活用、技術相談等に関すること。
- 三 その他前条の目的を達成するために必要と認められるもの

(基本理念)

第4条 協議会は次に掲げる基本理念に基き、前条に掲げる事業を実施する。

- 一 協議会は、第2条の目的に向けて、協議会参加機関(以下、「参加機関」という。)が各組織の垣根を越えて連携、協働する場として機能する。
- 二 協議会は、同条の目的を達成するため、目標等を定め、事業活動内容を具体化する。
- 三 参加機関は、保有する研究開発資源の広域的な相互活用、産業界での利用等を促進するために、協力可能な内容を検討し、その具体化に努める。
- 四 参加機関は、互いに支援、協働し、地域企業の技術的課題に対するワンストップサービスの実現に努める。
- 五 協議会は、研究開発資源の相互利用を促進するため、イノベーション創出を担う人材の交流促進に努める。
- 六 協議会は、研究開発から事業化までの一連のイノベーションを促進するため、同様の目的で設置された他地域協議会との連携・協働を図る。

## 第二章 会員等

(会員)

第5条 協議会は、第2条の目的に賛同する大学・高専、公的試験研究機関、産業支援機関、経済団体等をもって組織する。

2. 会員は、あらかじめ協議会事業に携わる者（以下、「会員委員」という。）を定める。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長・・・1名
- 二 副会長・・・3名

（選任及び職務）

第7条 会長及び副会長は会員委員のうちから総会において選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員は、無報酬とする。

### 第三章 総会等

（総会）

第8条 総会は会員委員で構成し、協議会の事業及び運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 総会は通常総会と臨時総会とする。通常総会は毎年1回開催し、臨時総会については必要に応じ開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、会員総数の過半数の会員委員をもって成立する。
- 5 総会の議長は会長がこれにあたる。
- 6 議事は、出席会員委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 やむを得ない事由により総会に出席できない会員委員は、あらかじめ通知された事項について、書面で表決し、又は、代理人に表決を委任することができる。
- 8 前項の規定により、書面で表決し、又は表決を委任した会員委員は総会に出席したものとみなす。

（幹事会）

第9条 協議会の事業の推進と円滑な運営を図るため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会委員は総会において選任し、15名程度で構成する。
- 3 幹事の任期は、次期通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で幹事会委員が交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 幹事会委員が任期の途中で当該委員が所属する機関の役職を異動する場合において、その役職の後任者または同一機関にあってその役職に準ずる者を幹事会委員とする場合は、総会で選任されたものとみなす。
- 6 幹事会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(諸会議)

第10条 協議会の事業に関する企画、調整及び円滑な運営を行うため会議を置くことができる。

2 会議の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(分科会及び研究会)

第11条 協議会は、事業の円滑な遂行に資するため分科会及び研究会を設置することができる。

2 分科会及び研究会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第四章 解散

(解散)

第12条 協議会は、総会の議決によらなければ解散できない。

#### 第五章 事務局

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を財団法人九州産業技術センター及び独立行政法人産業技術総合研究所九州センターに設置する。

#### 第六章 雑則

第14条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

(附則)

1. 事業の実施にあたっては、平成19年3月九州知事会において定められた「九州各県工業系公設試の連携に関するビジョン」との整合を図るとともに、産業技術連携推進会議等とも相互に連携し、効率的かつ効果的な運用に努める。
2. この規約は、平成20年9月18日から施行する。
3. この規約は、平成21年6月8日から施行する。
4. この規約は、平成22年7月30日から施行する